

SMT ETFカーボン・エフィシエント日本株

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型投信	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他(S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数(配当込み))

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ESG分類

ESG投信です

この目論見書により行うSMT ETFカーボン・エフィシエント日本株の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月10日に関東財務局長に提出しており、2025年10月11日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号
設立年月日:1986年11月1日
資本金:20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆153億円
(資本金、運用純資産総額は2025年8月29日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント ホームページ: <https://www.smtam.jp/> フリーダイヤル: 0120-668001
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断をお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数(配当込み)(以下「対象株価指数」)に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。以下同じ。)の株式に投資し、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1. 対象株価指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 対象株価指数は、構成銘柄やウエイト決定にあたりESG*を主要な要素としています。
*ESG:「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(企業統治)」の頭文字をとったもの。
- 株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。また対象株価指数に含まれない銘柄には原則として投資しません。
- 投資信託財産の1口当たりの純資産総額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄の株式に投資します。
- 投資信託財産に占める個別銘柄の株数の比率は、対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、対象株価指数に採用されている銘柄の株式に投資を行った場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に対象株価指数又はその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行うことがあります。

<S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数とは>

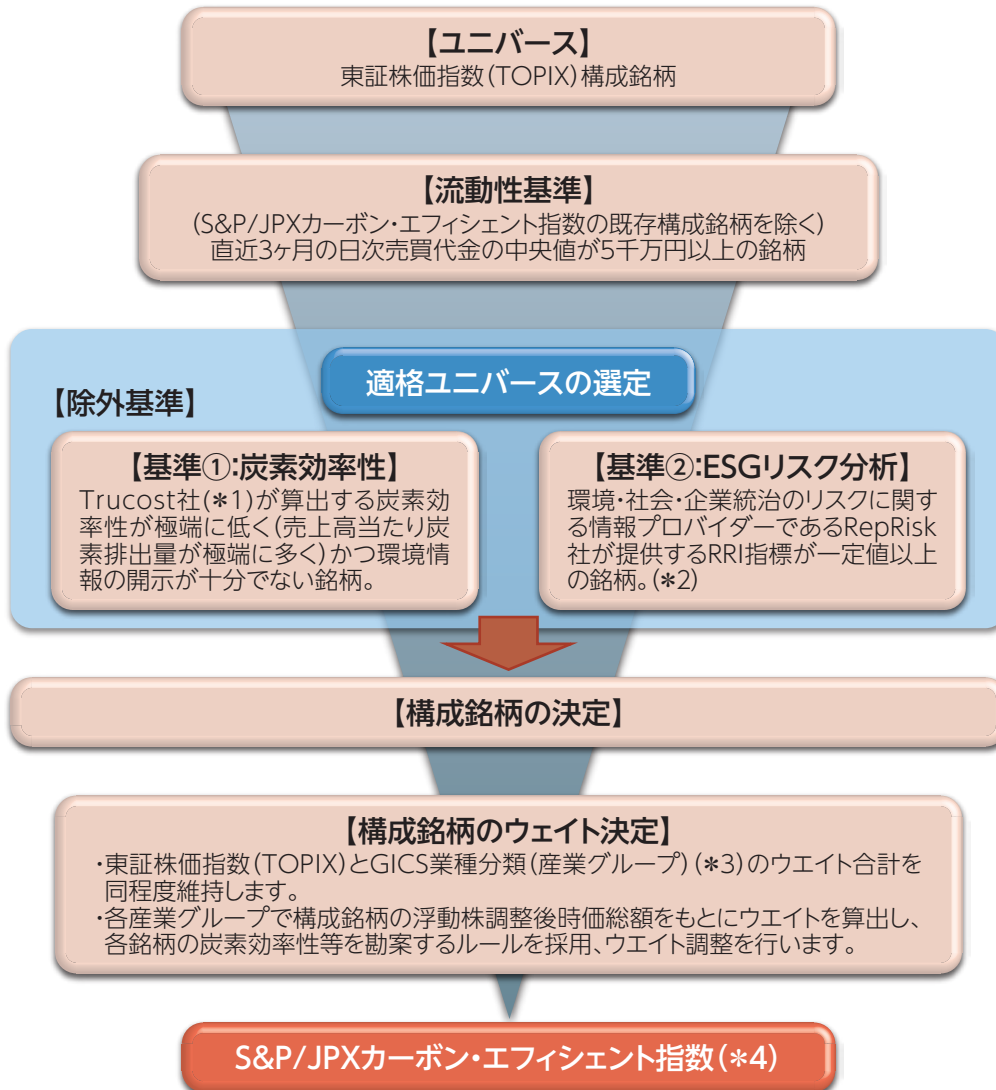
本ファンドの対象株価指数であるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄をユニバースとする株価指数です。炭素効率性(売上高当たり炭素排出量)の水準に着目し、TOPIXとの産業グループごとのウエイト合計を一致させながら、炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量が少ない)銘柄のウエイトを引き上げる一方で、炭素効率性の低い(売上高当たり炭素排出量が多い)銘柄のウエイトを引き下げる等のルールを採用することで構成銘柄のウエイトを決定します。これにより市場全体の環境に対する取り組み、情報開示を促し、株式市場の活性化を目指すものです。S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数は2009年3月20日の時価総額を100としてS&P Dow Jones Indices LLC、株式会社日本取引所グループ及び株式会社JPX総研が算出・公表しています。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です*。

*指数の著作権等については後掲「[S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数]の著作権等について」をご参照ください。

ファンドの特色

「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」について

【指数構築プロセス】



- *1 TrucostはS&Pグローバルの一部門であり、炭素排出量や環境に関するデータ提供や気候変動や天然資源の制約、広範なESG要因に関連するリスクを評価している大手調査会社です。
- *2 ESGリスクに関するビジネス情報の大手プロバイダーであるRepRiskが、経済的な犯罪、汚職、詐欺、違法な商慣行、人権問題、労働争議、職場の安全性、大惨事の事故、環境災害など論争的になる問題に関して企業を分析し、指標化したものです。この指標が一定数値以上となった場合、その企業はリスクがあるとされます。
- *3 「GICS」は「Global Industry Classification Standard」の略で、S&P社とMSCI社が共同開発した産業分類です。世界の産業を「セクター」、「産業グループ」、「産業」、「産業サブグループ」の4階層で分類しており、S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数では「産業グループ」が用いられています。
- *4 環境情報の開示を十分に行っている企業や炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量が少ない)企業のウェイトを引き上げるなどのルールを採用することで、市場全体の環境に関する取り組み、情報開示を促し、株式市場の活性化を目指しています。

ベンチマークとして選定した理由

・東証株価指数(TOPIX)と非常に近いリスク・リターン特性を持ち、全世界の重要共通課題である気候変動の要因となる炭素排出量という関心・認知度の高い指標を対象とし環境改善が確認できる指数であること。炭素効率性に着目して、気候変動リスクを抑えながら企業の成長を後押しすることが期待できることで、投資家の潜在ニーズを捉えた指数であること。
・本指数の指数プロバイダーやESG調査会社の商品は、グローバルな機関投資家をはじめとして多くの投資家で利用されていること。

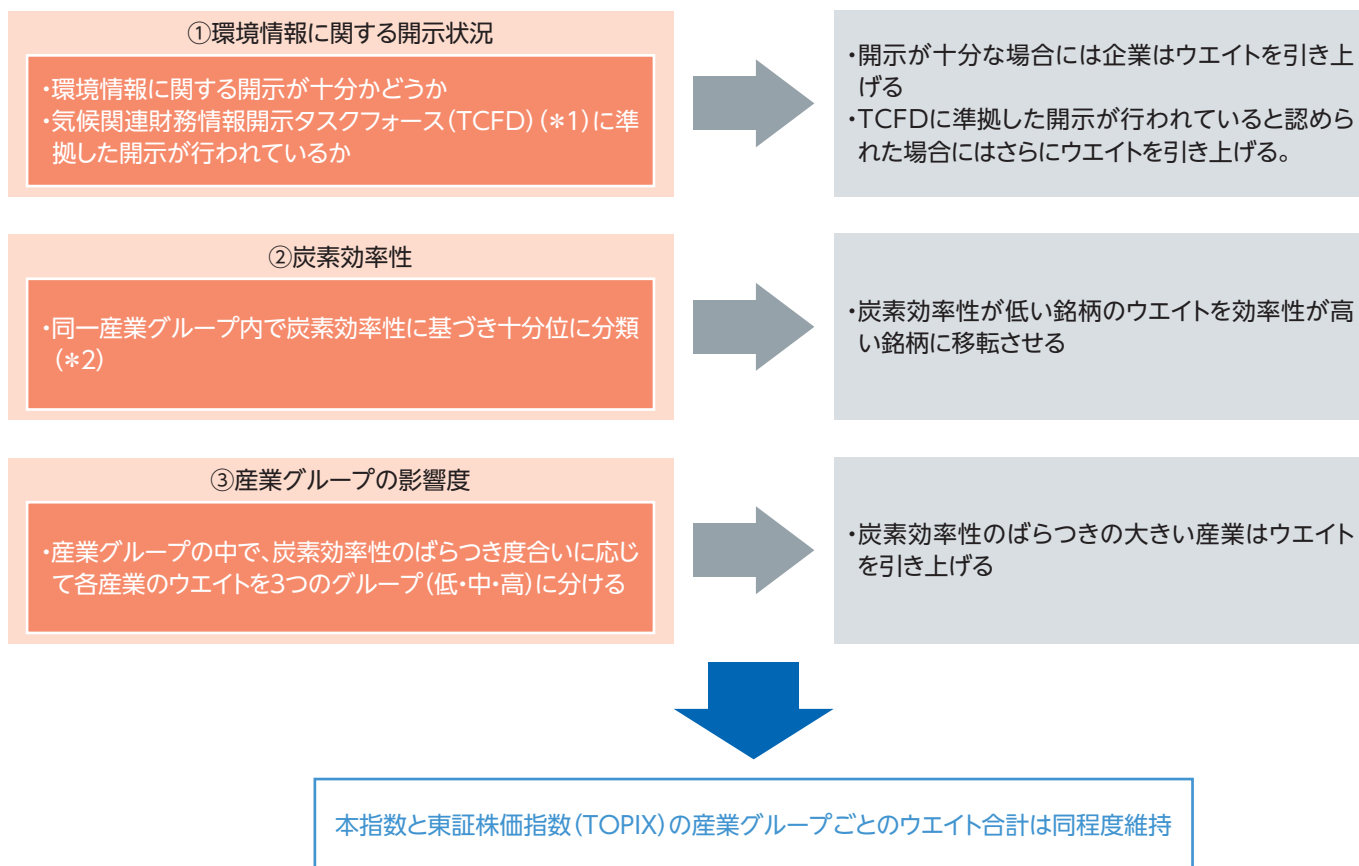
※S&P社、JPX社の資料に基づき、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が作成
※上記の内容については今後変更される可能性があります。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

【指数構成銘柄のウェイト調整プロセス】

構成銘柄のウェイトを決定する際には、環境情報に関する情報開示が十分か、同業他社比での炭素効率性ランキング、産業グループの影響度等を考慮します。



*1 「TCFD」は「Task Force on Climate-related Financial Disclosures」の略で、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、2015年に金融安定理事会(FSB)により、気候関連の情報開示及び気候変動への金融機関の対応を検討するために設立されました。企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことは、ESG投融資を行う機関投資家・金融機関が重視しており、TCFDの報告書においても、その重要性が言及されています。

*2 S&Pグローバル炭素基準により分類されます。この基準ではGICS産業グループの同業他社に対する各企業の売上高当たり炭素排出量や、GICS産業グループの同業他社内における売上高当たり炭素排出量の範囲を考慮します。また、企業の温室効果ガス排出量開示のクオリティも考慮します。

※S&P社、JPX社の資料に基づき、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が作成

※上記の内容については今後変更される可能性があります。

ファンドの特色

2. 上場投資信託 (ETF) であり、通常の投資信託とは仕組みが異なります。

- 受益権は、東京証券取引所に上場しており、株式と同様に売買可能です。
 - ・ 売買単位は、1口単位です。
 - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行います。
 - ・ 追加設定に係る受益権の取得申込者は、ユニット (対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象株価指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ) 単位で、株式による取得申込みを行うことができます。
 - ・ 委託会社は、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄及び株数を決定し、販売会社に提示します。
 - ・ 原則として、金銭による取得申込みはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・ 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、当該受益権を当該受益権に相当する投資信託財産に属する株式と交換することができます。
 - ・ 解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

ポートフォリオ構築プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」の著作権等について

「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」(以下「当指数」)はS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJ」)、株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」)及び株式会社JPX総研(以下「JPX総研」)の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)に付与されています。Standard & Poor's[®]及びS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。JPXはJPXの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社に付与されています。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、JPX総研の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はJPX総研が有します。当社の商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P又はもしくはそれぞれの関連会社、JPX又はJPX総研によって支援、保証、販売、又は販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当指数の誤り、欠落、又は中断に対して一切の責任も負いません。

分配方針

- 年2回、毎決算時に分配方針に基づき分配を行います。
 - 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - 売買益(評価益を含みます。)が生じても、分配は行いません。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

<ご参考情報>

当社のスチュワードシップ活動

責任ある機関投資家として、投資リターンの最大化を目指します。スチュワードシップ活動は当ファンドのみならず当社の取り組みです。

当社は「責任ある機関投資家」として、エンゲージメント、議決権行使、投資の意思決定におけるESGの考慮を3つの柱としてスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業の企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を行うことを通じ、お客さまからお預かりしている資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。そして、その全ての基盤がフィデューシャリー・デューティーの実践です。当社は、スチュワードシップ活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの向上につながると考え、利益相反管理を適切に行っております。

投資リターンの最大化

投資先の企業価値向上

企業価値向上の支援

3

投資意思決定におけるESGの考慮

投資の意思決定においてESGを考慮することにより、お客さまの資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。

1

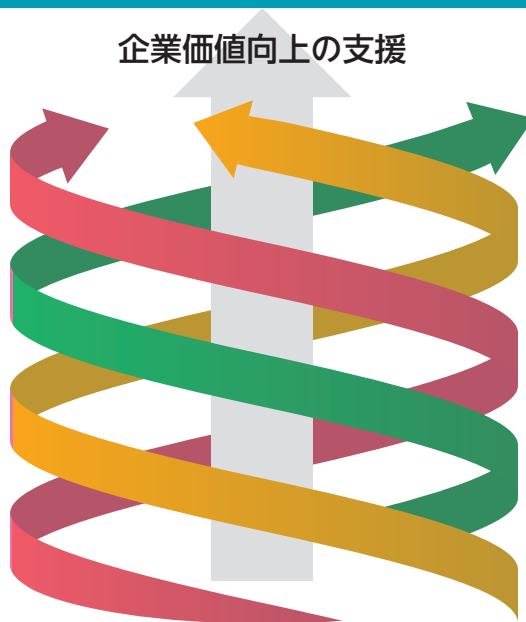
エンゲージメント

「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置付けて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行います。

2

議決権行使

「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置付けて、透明性の高い判断プロセスに則り、適切に行使をしています。



1 2 3 を支える基盤

[フィデューシャリー・デューティーの実践] [利益相反管理]

「三井住友トラストグループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に基づき、お客さま本位の商品・サービスの提供に向けた取り組みを進めます。



当社の責任ある機関投資家としての取り組みはスマートフォンで左記コードを読み取るかアドレスを入力することでご確認いただけます。
https://www.smtam.jp/institutional/stewardship_initiatives/

※上記内容は、今後変更になる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
有価証券の貸付等に係るリスク	有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。
ESGの投資リスク	ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、ESG評価が相対的に高い企業の発行する有価証券を選別して組み入れます。ESG評価と短期的な有価証券の値動きには必ずしも関連性があるわけではありません。また、ESG評価がファンドの収益源となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合もあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 対象株価指数と基準価額の乖離について
ファンドは、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。主として次のような要因から、それぞれの変動率は完全に一致するものではありません。
 - ・対象株価指数構成銘柄の全てを構成比率通りに組入れられない場合があること
 - ・対象株価指数構成銘柄の異動等によってポートフォリオの調整を行う場合、売買コストを負担すること
 - ・個別銘柄の売買を行った際、約定価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ・運用管理費用(信託報酬)を負担すること
 - ・一部金銭による追加設定、組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ・株価指数先物取引を行った場合、株価指数先物と対象株価指数の変動率に差異が生じる場合があること
- 市場価格と基準価額の乖離について
ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

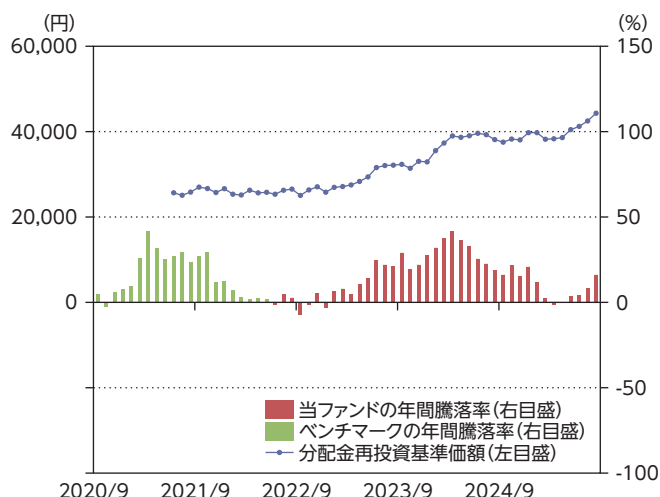
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

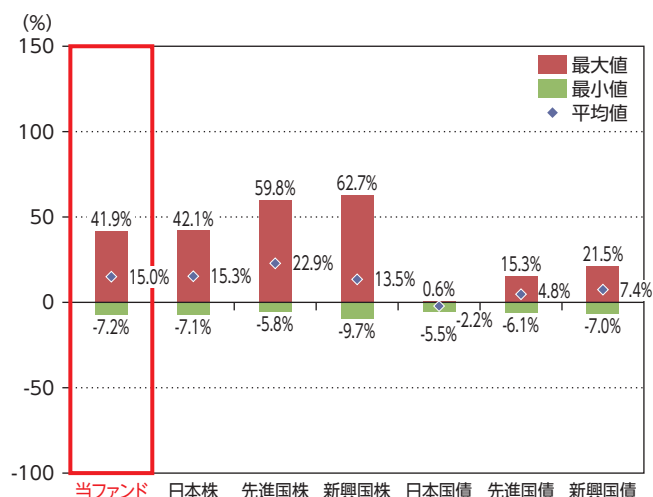
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



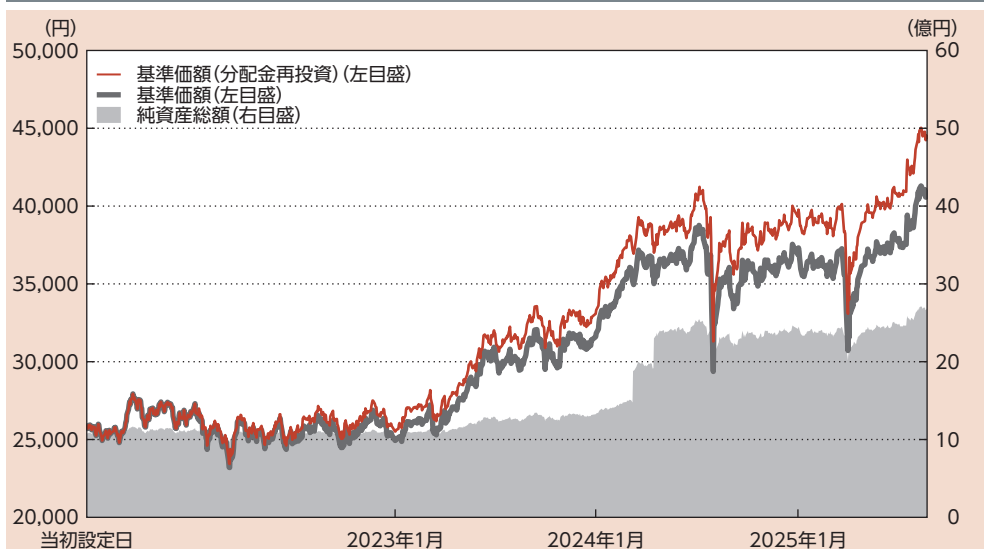
- *2020年9月～2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMオルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

基準価額・純資産の推移



基準価額	40,637円
純資産総額	26.68億円

分配の推移

(1口当たり、税引前)

決算期	分配金
2023年7月	341円
2024年1月	313円
2024年7月	328円
2025年1月	377円
2025年7月	466円
設定来 分配金合計額	2,705円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

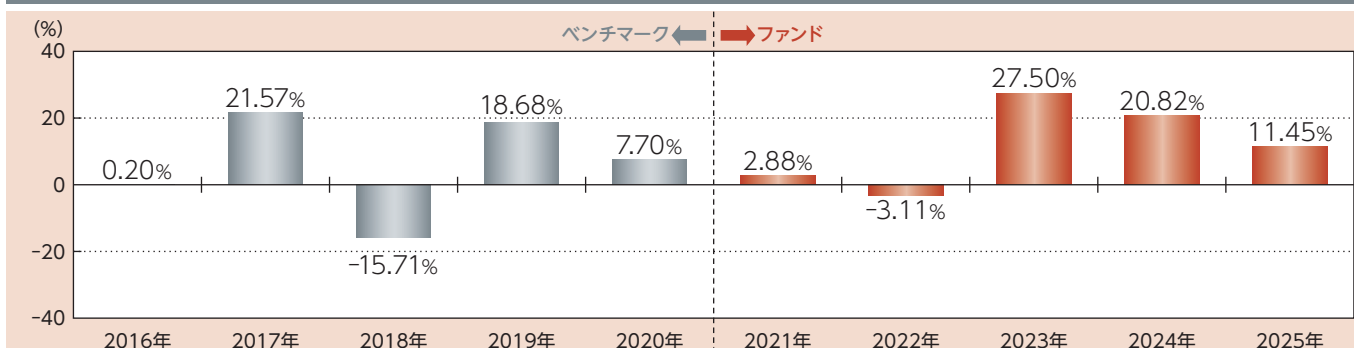
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	3.9%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	3.5%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	2.9%
日立製作所	日本	株式	電気機器	2.6%
リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	2.1%
ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	1.9%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1.8%
任天堂	日本	株式	その他製品	1.6%
伊藤忠商事	日本	株式	卸売業	1.6%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.5%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2021年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2025年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2016年～2020年は、ファンドのベンチマークである[S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数(配当込み)]の年間収益率です。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

お申込みメモ

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位とします。 ※委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄及び株数を決定し、販売会社に提示します。 取得申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。
取得申込	株式により取得申込を行います。
取得価額	取得申込受付日の基準価額とします。
交換請求	受益権と株式を交換することができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍とします。 ※当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託会社が対象株価指数に連動すると想定する、対象株価指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託会社が定める口数をいいます。
交換価額	交換請求受付日の基準価額とします。
交換株式の交付	原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る株式の増加の記載又は記録が行われます。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までに取得申込又は交換請求が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込又は交換請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
取得申込期間	2025年10月11日から2026年4月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
取得申込・交換請求不可日	取得申込受付日及び交換請求受付日が、以下に該当する場合には、取得申込及び交換請求を受け付けません。ただし、委託会社の判断により、取得申込及び交換請求の受付を行うことがあります。 ①対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間 ②対象株価指数の銘柄変更実施日及び銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 ③計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内) ④ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ⑤上記①～④のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
配当落日及び権利落日に係る取得申込	取得申込・交換請求不可日の①に該当する日(対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日の各々の前営業日を除きます。)において、委託会社の判断により申込みを受け付けるときには、当該申込みに係るユニットのうち、配当落又は権利落対象銘柄の株式の時価総額に相当する金額については、金銭による取得ができるものとします。ただし、当該株式を取得するために必要な費用に相当する金額がかかります。 詳しくは、後掲「ファンドの費用・税金 ファンドの費用」の欄外(※)をご覧ください。

手続・手数料等

解約申込	一部解約申込みにより換金することはできません。
受益権の買取り	<p>販売会社は、以下のいずれかに該当する場合で受益者の請求があるときは、買取請求受付日の基準価額で受益権を買い取ります。ただし、②の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。</p> <p>①交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 ②受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったとき</p> <p>金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを中止すること、及びすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことがあります。</p>
取得申込・交換請求受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めるとき、又はその他やむを得ない事情があるときは、取得申込及び交換請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込及び交換請求を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2021年6月22日設定)
繰上償還	<p>委託会社は次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ●対象株価指数が廃止された場合 ●対象株価指数の計算方法の変更等に伴って委託会社又は受託会社が必要と認めた投資信託約款の変更が行われなかったこととなった場合 <p>次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受益権の口数が15万口を下回る事となった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月、7月の各11日です。
収益分配	<p>年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。</p> <p>※分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該分配金を振り込む方式により支払われます。</p>
信託の限度額	2兆円相当額
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	作成、交付は行いません。
課税関係	<p>課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※上記は、2025年8月29日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> <p>なお、益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。</p>

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用												
取得時手数料	販売会社が定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 取得時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。											
信託財産留保額	ありません。											
交換(買取)時手数料	販売会社が定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 交換(買取)時手数料は販売会社によるファンドの受益権の交換又は買取りに係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	以下の①及び②を合計した額とします。信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ①純資産総額に 年率0.1265%(税抜0.115%)以内* を乗じて得た額 ※2025年10月10日現在、①の率及びその支払先毎の配分は以下の通りです。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計</th> <th>年率0.1265%(税抜0.115%)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.0957%(税抜0.087%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0308%(税抜0.028%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	合計		年率0.1265%(税抜0.115%)	主な役務	配分	委託会社	年率0.0957%(税抜0.087%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	受託会社	年率0.0308%(税抜0.028%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	合計		年率0.1265%(税抜0.115%)	主な役務								
配分	委託会社	年率0.0957%(税抜0.087%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価									
	受託会社	年率0.0308%(税抜0.028%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価									
②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に 55%(税抜50%)以内* を乗じて得た額 ※2025年10月10日現在、②の率は合計で55%(税抜50%)以内とし、その配分は委託会社27.5%(税抜25%)、受託会社27.5%(税抜25%)です。(品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。)												
その他の費用・手数料	①対象株価指数に係る商標使用料(2025年10月10日現在) ファンドの純資産総額に対し、年率0.015%以内の率を乗じた額。 ②ファンドの上場に係る費用(2025年10月10日現在) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)の率を乗じた額 ・年間上場料:毎年末のファンドの純資産総額に最大0.00825%(税抜0.0075%)を乗じた額 上記①②の費用は、受益者の負担としてファンドから支払うことができます。 ③その他の費用・手数料 以下の費用等(消費税等に相当する金額を含みます。)については、受益者の負担とし、その都度(監査費用は日々)ファンドから支払われます。 ・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 等 上記③の費用等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。											

※上記の手数料の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、配当落又は権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該株式時価総額の**0.15%**)を徴収することができるものとします(2025年10月10日現在)。

※取得申込者がユニットに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額及び当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該株式時価総額の**0.15%**)を金銭にて支払うものとします(2025年10月10日現在)。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、特定株式投資信託の分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2025年8月29日現在のものです。

<メモ>

